

消費者委員会・意見交換会資料

特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道（ホクネット）

1 当法人の概要

名称：特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道（通称：ホクネット）
（当法人のウェブページ <https://e-hocnet.info/>）

沿革：2007（平成19）年12月22日 法人設立
2008（平成20）年4月15日 NPO認証
2010（平成23）年2月25日 適格消費者団体認定
2021（令和3）年10月20日 特定適格消費者団体認定

役員：理事長（代表者） 松久 三四彦（大学教授・弁護士）
副理事長 道尻 豊（弁護士）

構成員：研究者、消費生活相談員、弁護士、司法書士、行政書士などが検討委員等で参加

主な活動：差止請求関係業務／被害回復関係業務／提言・意見／各種の委託事業など

会員数：個人会員 285名 団体会員 18団体（令和7年3月31日時点）

1 当法人の概要

【当法人が昨年度公表した意見書】

令和6年8月27日 「地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充を求める意見書」

- ・地方消費者行政強化交付金の活用期限措置の撤廃
 - ・消費生活相談員配置等、地方公共団体が消費者行政を推進するための必要な額の予算措置を継続的に行うこと
- などを求める。

令和6年11月15日 「適格消費者団体等への経済的支援を求める要望書」

- ・事業に限定のない適格消費者団体の差止請求業務に対する事業実施を求める。
- ・適格消費者団体の事務局機能の担い手ともなる地域の消費者団体の育成・支援を求める。

令和6年12月24日 「「第4次北海道消費生活基本計画」（素案）に係る意見」（パブコメ）」

- ・消費者被害の防止、消費者教育等の様々な場面での特定適格消費者団体・適格消費者団体との連携の必要性や活用を求める。
- 「第4次北海道消費生活基本計画」において当法人との連携や支援についての記載がある。

詳細は当法人のウェブサイトへ <https://e-hocnet.info/>

2 消費者委員会・消費者行政への要望

(1) 特定適格消費者団体・適格消費者団体に対する支援

① 差止請求訴訟・集団的被害回復訴訟に対する支援の拡充

- ・差止請求訴訟→不当条項や不当勧誘（広告）に対する是正
（参考）令和6年度（継続中を含む）14事業者への申入活動等
 - ・集団的被害回復手続→消費者の財産的被害の回復につながる
（参考）令和6年度（継続中を含む）4事業者への申入活動
令和7年度 共通義務確認訴訟の提訴
 - ・消費者全体の利益につながる訴訟 事業者への社会的な影響
→① 事前の調査や証拠収集に関する制度が脆弱／硬直的な運用
（例）特例法96条における資料提供
→他の調査手段で開示されるものののみ開示。制度の意義が問われる。
消契法12条の3～5
→事業者が誠実に開示に応じない／要件が制限されている
- #### ② 差止請求訴訟・集団的被害回復手続の制度見直し時期がきている
- ・差止請求訴訟→対象範囲の拡大や要件の明確化／食品表示分野等での見直し
 - ・集団的被害回復手続→超多数の少額被害者の救済にならない

2 消費者委員会・消費者行政への要望

(1) 特定適格消費者団体・適格消費者団体に対する支援

② 特定適格消費者団体・適格消費者団体の存続に向けた財政的支援の拡充

- ・差止請求訴訟・共通義務確認訴訟に要する費用 → 団体の自弁
- ・特定適格消費者団体・適格消費者団体の財政基盤 → 会費収入／寄付金／委託事業等

→ 申入活動や訴訟活動、各種の事業にかかわる検討部門及び事務局の人材の確保が急務

→ 検討部門も事務局も「ボランティア」

かけている時間は長時間にわたるのに、その費用を支弁できていない

→ 特定の熱意ある人の善意によりかかって制度を維持するべきではない。

世代交代による継承が進まず、制度を維持できなくなるおそれがある。

団体の解散などによって消費者被害の防止・救済に地域差が生じかねない。

大澤彩編「消費者紛争解決手段の発展に向けて－実体法・手続法の課題－」第5章（原琢磨）ご参照

2 消費者委員会・消費者行政への要望

(2) 地方消費者行政に対する予算措置の拡充

- ・地方における消費者被害の予防・救済の最前線
＝ 地方の消費者行政部門・消費生活センター （適格消費者団体・特定適格消費者団体）

- （かかわる者が見て）地方消費者行政部門・消費生活センター 「3つの不足」
 - ・権限の不足 調査・行政指導に係る権限／あっせん等に関して事業者に対する権限
 - ・人の不足 かかわる行政の職員／現場で対応する人員（相談員）が不足
 - ・予算の不足 消費者行政のすそ野の広さに対して予算がついていない
消費生活相談員の地位の不安定さ
- （参考）講師派遣事業 若年者向け消費者セミナー 私立12校 延べ1425名
→予算措置の充実があれば、もっと多くの学校や生徒にリーチ可能
消費者教育のニーズはある
- 現場で起きている「3つの不足」の解消を

2 消費者委員会・消費者行政への要望

(3) 景品表示法に関する要望

① 適格消費者団体が合理的根拠資料の提出を求める制度

適格消費者団体の差止訴訟に関し、優良誤認表示に関する立証手段として、適格消費者団体が求めた場合に、事業者が合理的な根拠を示す資料を提出する義務を定め、適格消費者団体からの求めに対して事業者から合理的な資料の提出がなければ、不当表示とみなす制度を設けていただきたい。

(理由)

適格消費者団体は、独自の検査機関を持たず、財政基盤も十分ではないため、自ら商品・役務の品質について調査することは容易でない。この点、消費者庁・都道府県は、優良誤認表示の疑いがある事案に接した場合、当該事業者に対して一定期間以内に当該表示・広告に述べられている品質・性能等を客観的に根拠付ける資料（合理的根拠資料）の提出を求め、同期間内にこれが提出されない場合には、当該表示を優良誤認表示として扱って措置命令を下すことが可能となっている（景表法7条2項のいわゆる「不実証広告規制」）。ただし、事業者は事後に取消訴訟において新たに合理的根拠資料を証拠として提出して争う機会が与えられている。）。適格消費者団体には、かかる権限は一切認められず、通常の民事訴訟と同じく、科学技術的問題点について、逐一、具体的立証を行うことが求められ、しかも事業者が独占している商品情報を入手する手段も付与されていない。適格消費者団体は、優良誤認表示については、いわば手足を縛られた状態で戦わなければならない実情にある。

2 消費者委員会・消費者行政への要望

(3) 景品表示法に関する要望

② 適格消費者団体の要請に基づき公的専門機関が検査・分析等を行う制度

事業者が適格消費者団体に提出した合理的な根拠を示す資料につき、国民生活センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（F A M I C）、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）等が、適格消費者団体の要請に基づいて必要な検査・分析等を行う制度を設けていただきたい。

(理由)

事業者から合理的根拠資料が開示された場合でも、その客観的合理性の有無については、科学的あるいは専門技術的な検査や分析、検討等が必要となることがある。しかし、適格消費者団体自体がそうした分析等を行うことは実際上困難であり、民間において関係分野の専門技術者の協力を得る場合には、相当額の費用が必要となるところ、多くの適格消費者団体は財産的基盤が脆弱であるから、そうした負担には耐えられない。そこで、適格消費者団体の要請に基づき、前記のような公的機関が必要な分析等を行う制度を設けことが考えられる。景表法30条の差止請求のほか、特商法の表示に関連する差止請求や食品表示法11条の差止請求についても、同様の制度が望まれる。

2 消費者委員会・消費者行政への要望

(3) 景品表示法に関する要望

③ 景表法に基づく処分事案に関する情報を特定適格消費者団体に提供する制度

行政庁が事業者に対して景表法上の措置命令、課徴金納付命令及び対象消費者への返金措置等命令を発した事案に関し、行政庁が保有する情報について、特定適格消費者団体への提供ができるようにしていただきたい。具体的には、消費者裁判手続特例法96条1項を改正し、現行法に規定のある特商法及び預託法に基づく処分に関して作成した書類に加え、景表法に基づく処分に関して作成した書類についても、特定適格消費者団体に提供できるものとする考えられます。

(理由)

景表法違反事例に関し、消費者庁・都道府県が有する情報については、一般私人の有する情報公開請求権を除き、適格消費者団体からこれにアクセスする制度がない。そのため、特定適格消費者団体は、行政庁による処分の根拠等の詳細を知ることができない。特定適格消費者団体が事業者に照会等を行う方法はあるものの、事業者には、特定適格消費者団体に対する返答義務が課されていない。